

飲食店営業許可施設の
管理権原者の皆様へ

屋内は原則禁煙です！



©宮城県・旭プロダクション

受動喫煙防止対策は マナーからルールへ

望まない受動喫煙防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや患者の皆さんに配慮し、病院や学校等は「敷地内禁煙」、飲食店や事業所等は「原則屋内禁煙」と健康増進法により規定されています。

※原則屋内禁煙は、紙巻タバコだけでなく、加熱式タバコも含まれます。

喫煙室を設置する場合

遵守事項を満たすことを条件に、施設の一部に喫煙室を設置することは可能です。



喫煙室専用室を設置
喫煙のみ可



加熱式タバコ専用
喫煙室を設置
飲食等も可

※喫煙室を設置する場合の遵守事項



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満
立入禁止

20歳未満の方は、客も従業員も喫煙エリアに立ち入ることができません。



技術的基準の
厳守

タバコの煙の流出を防止するための技術的基準を満たす必要があります。



宣伝広告の
際の明記

広告または宣伝する場合は、喫煙エリアがある旨を明記する必要があります。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることも必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

経過措置

下記3つの要件に該当する場合(既存特定飲食提供施設) ▶ 喫煙可能室設置可能

1. 2020年4月1日時点で、現に存する店舗であること
2. 資本金または出資金の総額5,000万円以下であること
3. 客席面積が100㎡以下であること

保健所への届出が
必要です

※いわゆる「いぬき」で営業を開始する店舗は、上記条件に合致せず、新規店舗として「原則屋内禁煙」が適用されます。

既存特定飲食提供施設の喫煙可能室は「当面の経過措置」です。
届出をした飲食店も、いつ措置解除となっても良いよう、「原則屋内禁煙」に向け準備が必要です。

店外に灰皿を設置する際は「配慮義務」も必要です

屋外で喫煙させる場合も、「受動喫煙を生じさせないように配慮する義務」があります。

屋外に灰皿を置く場合はお店の出入口を避けるなど、お客様、そしてお店の周辺で生活されるすべての皆さんが安心して利用できる環境づくりに、ご協力をお願いします。



喫煙室の設置を考えている事業主のためのチェックリスト

喫煙専用室(喫煙のみ可)を設置する場合

- ☐ 飲食物の提供や自動販売機の設置はせず、喫煙のみ行わせている
- ☐ 煙の流出防止のため、出入口に置いて室外から室内に流入する空気の気流が風速0.2m毎秒以上である
- ☐ 煙の流出防止のため、たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されている
- ☐ たばこの煙の流出を防止するため、たばこの煙(蒸気を含む)が屋外又は外部に排気されている
- ☐ 専用喫煙室の出入口及び店内の入口に、標識をそれぞれ掲示している
- ☐ 専用喫煙室に20歳未満の者を立ち入らせないようにしている(従業員を含む)
- ☐ 共用部分は禁煙のエリアにも設置されている

加熱式たばこ専用喫煙室(飲食可)を設置する場合

- ☐ 望まない受動喫煙を生じさせることがない場所に設置しており、客席面積の50%に満たない
- ☐ 加熱式たばこ専用とし、紙巻たばこは吸わせない
- ☐ 煙の流出防止のため、出入口に置いて室外から室内に流入する空気の気流が風速0.2m毎秒以上である
- ☐ 煙の流出防止のため、たばこの煙(蒸気を含む)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されている
- ☐ たばこの煙の流出を防止するため、たばこの煙(蒸気を含む)が屋外又は外部に排気されている
- ☐ 専用喫煙室の出入口及び店内の入口に、標識をそれぞれ掲示している
- ☐ 専用喫煙室に20歳未満の者を立ち入らせないようにしている(従業員を含む)
- ☐ 共用部分は禁煙のエリアにも設置されている

よくある質問

Q. 飲食店を新規OPENする予定だが、全面喫煙可能にできる?

A. いぬき営業含め、2020年4月1日以降にOPENの飲食店は「原則屋内禁煙」となり、全面喫煙可能とすることはできません。喫煙室を設けたい場合は、遵守事項を満たす必要があります。

Q. 喫煙可能室の届出をしている店舗を移転するため、住所の変更をしたい。

A. 区画整理事業等の事由による新築移転を除き、新築、移転した店舗は、喫煙可能室として営業することはできず、「原則屋内禁煙」が適用されます。喫煙可能室の廃止届の提出をお願いします。

Q. 喫煙可能室の届出をしている店舗を知人に譲ってもらい、このまま全面喫煙できる店として営業したい。

A. 相続人や1年以上勤務する従業員等以外の者が継承した場合は、経営者の同一性に合致せず、「原則屋内禁煙」が適用されます。喫煙可能室の廃止届の提出をお願いします。

Q. 出入口の扉は必ず必要か?

A. 出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありません。

Q. 加熱式たばこのエリアと禁煙エリアの面積制限は?

A. 「非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要である」という考え方にに基づき、厚生労働省より「加熱式たばこ専用喫煙室の割合が禁煙エリアの割合を超えない程度」という解釈が示されています。

〈お問い合わせ先〉

仙南保健所 成人・高齢班

TEL 0224-53-3120

〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
(大河原合同庁舎隣の保健所棟)

塩釜保健所 健康づくり支援班

TEL 022-363-5503

〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15

大崎保健所 健康づくり支援班

TEL 0229-87-8010

〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1(大崎合同庁舎西側)

石巻保健所 健康づくり支援班

TEL 0225-94-6124

〒986-0861 石巻市あゆみ野5-7(石巻合同庁舎1階)

気仙沼保健所 成人・高齢班

TEL 0226-22-6614

〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3

保健福祉部健康推進課健康推進第一班

TEL 022-211-2623

〒980-8579 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

